

県民生活部、産業労働部、農林水産部、県土整備部の五部体制へと統合再編された。

さらに、平成十五年には、県民のまちづくり活動に対する支援策などの立案にあたる県民文化局を新設し、企画管理部から移された知事室、政策室とあわせて、県民政策部が設けられた。これによって、県民政策部、企画管理部、健康生活部（県民生活部が改組）、産業労働部、農林水産部、県土整備部の六部体制となった。

第四節 人口変動の中での平成の大合併

一 人口変動への対応

県民局の総
合事務所化

バブルの崩壊により、経済状況の悪化が進展する中、兵庫県内における過疎地域から都市部への人口流出も加速することとなった。さらに、地方分権の機運が高まったことで、国から地方自治体への権限や財源の移譲やそれに対応した地方自治体の機能強化についても目指されることとなった。こうした動きを受けて、県内市町及び県では様々な取組がなされた。

県で取り組まれたのが、県民局の再編である。平成十一（一九九九）年七月に、「行財政構造改革への取り組み方針」が示され、基本的な方針が定められた。また、平成十一年八月三十日に開催された県の行財政改革推進委員会で報告案が示され、県民局が総合調整的な役割を果たせるよう、本庁から予算や権限を移譲する等の方針が盛り込まれた。県の行財政構造改革本部企画部会は、これらの報告案・方針をもとに県組織の見

表 15 県民局の再編（平成 13 年 4 月）

再編前	再編後	
名称（位置）	名称（位置）	所管区域
—	神戸県民局*新設 （神戸市）	神戸市
阪神県民局 （尼崎市）	阪神南県民局 （尼崎市）	尼崎市、西宮市、芦屋市
	阪神北県民局 （宝塚市）	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡（猪名川町）
東播磨県民局 （加古川市）	東播磨県民局 （加古川市）	明石市、加古川市、高砂市、加古郡（稲美町、播磨町）
	北播磨県民局 （社町）	西脇市、三木市、小野市、加西市、美囊郡（吉川町）、加東郡（社町、滝野町、東条町）、多可郡（中町、加美町、八千代町、黒田庄町）
西播磨県民局 （姫路市）	中播磨県民局 （姫路市）	姫路市、飾磨郡（家島町、夢前町）、神崎郡（神崎町、市川町、福崎町、香寺町、大河内町）
	西播磨県民局 （上郡町（播磨科学公園都市））	相生市、龍野市、赤穂市、揖保郡（新宮町、揖保川町、御津町、太子町）、赤穂郡（上郡町）、佐用郡（佐用町、上月町、南光町、三日月町）、宍粟郡（山崎町、安富町、一宮町、波賀町、千種町）
但馬県民局 （豊岡市）	但馬県民局 （豊岡市）	豊岡市、城崎郡（城崎町、竹野町、香住町、日高町）、出石郡（出石町、但東町）、美方郡（村岡町、浜坂町、美方町、温泉町）、養父郡（八鹿町、養父町、大屋町、関宮町）、朝来郡（生野町、和田山町、山東町、朝来町）
丹波県民局 （柏原町）	丹波県民局 （柏原町）	篠山市、水上郡（柏原町、水上町、青垣町、春日町、山南町、市島町）
淡路県民局 （洲本市）	淡路県民局 （洲本市）	洲本市、津名郡（津名町、淡路町、北淡町、一宮町、五色町、東浦町）、三原郡（緑町、西淡町、三原町、南淡町）

（兵庫県資料を参照して作成）

直しに関する検討資料をまとめ、地域レベルでの政策形成力向上のため、にそれまでの六県民局を一〇県民局とする等の原案を示した。

県民局再編を含む行財政構造改革の推進方策案は県議会の行財政構造改革調査特別委員会で審議され、本庁から県民局への権限移譲に関して質疑が行われた。質疑では、広域対応が求められる時の県民局間の連絡体制についての質問が多くなされた。また、県庁から県民局への予算権限の移譲に関しても質問がなされたが、県側からは県民局が県庁各部の割当予算の枠内で地域の事情に応じて権限を行使する構想が示された。

その後、県民局設置条例の改正が

なされ、平成十三年四月より、一〇県民局体制がスタートした。まず、これまでの阪神県民局は、阪神南県民局と阪神北県民局に分割されることとなった。そして、従来からあった西播磨県民局についても、管轄地域を中播磨と西播磨の二地域に分け、中播磨県民局と西播磨県民局に分割された。同じく、東播磨県民局についても、北部地域は新設された北播磨県民局の管轄とされた。

この他に、従来本庁が管轄していた神戸市に神戸県民局が新設された。これにより、従来どおりの但馬県民局、丹波県民局、淡路県民局と合わせて一〇県民局に増設されることとなった。県民局の再編と合わせて、財務事務所や保健所などの地方機関を全て各県民局に統合する、県民局の「総合事務所」化も図られた。

県議会では、政令市である神戸市に置かれる神戸県民局の存在意義を問う声もあった。これに対して貝原俊民知事は、地方分権化の流れの中で、神戸地域においても県と市の密接な連携・協力を行う必要があることを強調し、神戸県民局を現地解決型の総合事務所として位置づける考えを示した。また、井戸敏三知事も県政が神戸市民と直接つながることの意義を強調している。

二 平成の大合併と県の果たした役割

県内における この時期に行われた地方制度改革の中でも、市町に最も大きな影響を与えたのが平成の大

市町合併の概要

合併であった。兵庫県内では、平成十一年四月に篠山、西紀、丹南、今田こんだの四町が合併し

て篠山市（現丹波篠山市）が誕生し、平成の大合併の先駆けとなった。その後も県内各地域で市町合併は行われ、平成の大合併前の平成十一年三月時点で九一（二一市七〇町）あった市町は、最後の市町合併（姫路市

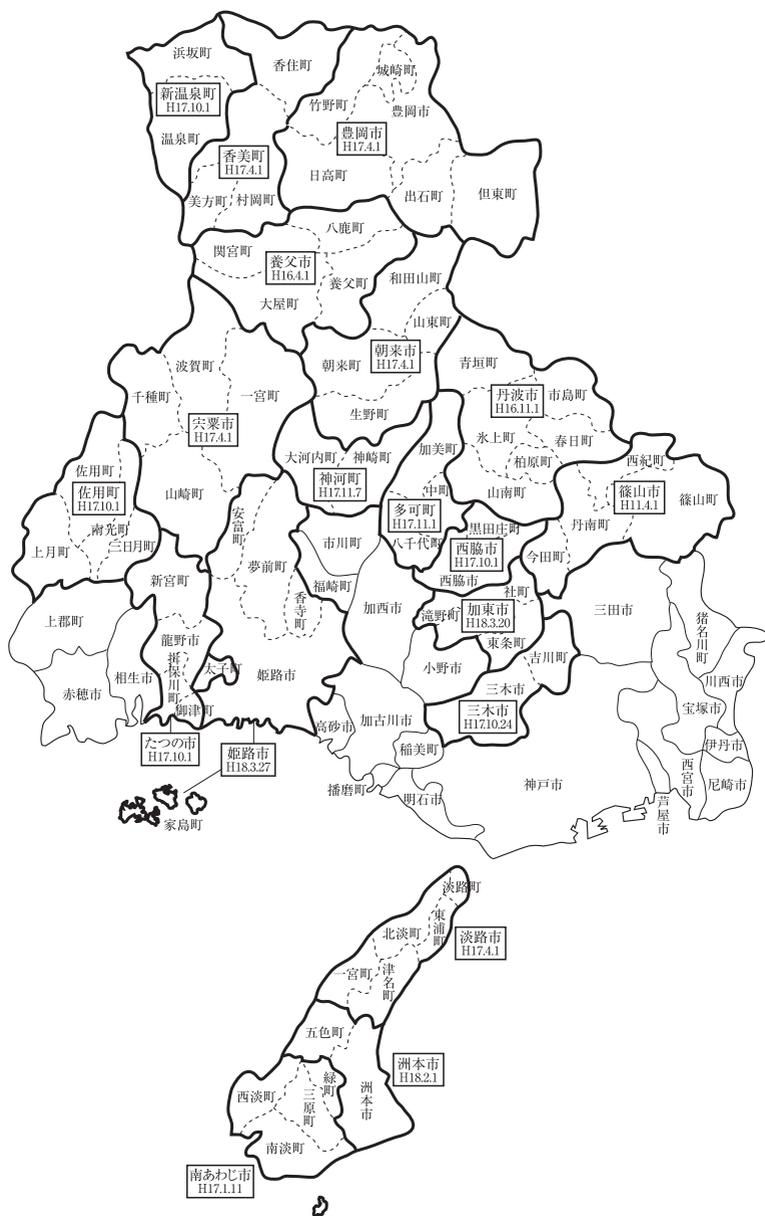


図 10 兵庫県内における市町合併
 (『市町振興課のあゆみ』を参照して作成)

表 16 合併概要（篠山市、丹波市）

合併後市町名	篠山市	丹波市
合併方式	新設（対等）合併	新設（対等）合併
合併年月日	平成 11 年 4 月 1 日	平成 16 年 11 月 1 日
合併関係市町	多紀郡 4 町（篠山町、西紀町、丹南町、今田町）	氷上郡 6 町（柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町、市島町）
事務所の位置	旧篠山町役場	旧氷上町役場
人口（人）	44,752	72,862
面積（km ² ）	377.61	493.28

※篠山市の人口は平成 7 年国勢調査。丹波市の人口は平成 12 年国勢調査。
面積は平成 12 年国土地理院調

〔兵庫県における平成の市町合併の効果と課題について〕を参照して作成

「篠山町」とすることが決定した。合併協定書の調印は、翌年の平成十年四月に行われたが、十二月に市町村の合併の特例に関する法律が改正されて町村合併で市に移行するための人口要件が「五万以上」から「四万以上」に緩和されたことで、合併後の新自治体は市制移行することと

全国に先駆けて合併が実現したことで、他の自治体から市町村合併のモデルケースとして参照されることとなった。
多紀郡では、平成八年三月に、四町の町長・町議会議長を構成員とする多紀郡合併研究会が発足した。研究会では、最初、合併に向けて各町間で利害対立があった点について合意が図られた。これは、過去に試みられた五回の合併協議が、合併という最終的な目標で合意しながらも、個別の利害対立によって挫折した経験を踏まえたものであった。
平成九年四月に法定合併協議会が発足し、十二月に新自治体の名称を

**合併特例法
改正案成立**

「篠山市」誕生へ

来春 市制移行要件を緩和

町村合併を促進する要件が改定された。スライドもご覧ください。町議会議決を定めて出場の人口要件を、現行の「2万7千以上」から「4万7千以上」に引き上げ、人口5万以上に緩和する。四町合併特例法改正案が十二日、衆議院本会議で全会一致で可決された。今度の四町が市制移行する要件が緩和された。スライドもご覧ください。町議会議決を定めて出場の人口要件を、現行の「2万7千以上」から「4万7千以上」に引き上げ、人口5万以上に緩和する。四町合併特例法改正案が十二日、衆議院本会議で全会一致で可決された。今度の四町が市制移行する要件が緩和された。

写真 19 篠山市誕生を報
じる新聞（神戸新聞 年
平成 10（1998）年
12月12日）

と家島、夢前、香寺、安富の四町）が行われた十八年三月末時点で四一（二九市二二町）となった。
丹波地域における
合併（篠山、丹波）
郡の四町（篠山、西紀、丹南、今田）
の合併が平成十一年四月に成立し、篠山市が誕生した。

なった。新自治体の名称は「篠山市」となり、平成十一年四月に発足した。

氷上郡では、平成十二年十月に、六町（柏原、氷上、青垣、春日、山南、市島）の住民発議によって、法定の合併協議会が設置された。合併協議会の設置は、各町の町議会ですぐれも賛成多数で可決されたが、市島町では僅差の可決となった。

その後、法定協議会で合併に向けた議論が続けられ、平成十五年三月に、新市の名称を「丹波市」とすることが決定された。そして、同年十一月に合併協定書の調印が行われ、翌十六年十一月に丹波市が発足した。

但馬地域における合併（養父、豊岡、朝来、香美、新温泉）
但馬南部においていち早く合併に向けての動きが見られたのが、養父郡の四町（八鹿、養父、大屋、関宮）であった。平成十一年に入ってから、各町の町長選挙、

町議会議員選挙で合併について議論がなされるようになり、合併に向けた住民運動も展開されるようになった。これに対し四町は合併研究会を結成し、合併に向けた検討が始まることとなった。だが、合併を急ぐ住民グループは、平成十三年六月末に、養父郡四町の法定合併協議会の設置の直接請求を行った。これを受けて、八鹿、大屋、関宮の三町の町議会は、法定合併協議会の設置案を可決した。だが、養父町議会では、議会審議の直前に、朝来郡を含む八町による合併を主張する住民団体から、養父郡単独の合併を上回る数の署名が提出された。この影響により、養父町議会では、養父郡四町の法定合併協議会の設置案が僅か一票差で否決され、養父郡四町の枠組みによる合併案は一旦白紙となった。

その後、改めて養父郡四町による法定合併協議会の設置が試みられ、平成十四年七月、四町の法定合併協議会が発足することとなった。合併協議会では、平成十五年五月に新市の名称を「養父市」とすることが決まっ

表 17 合併概要（養父市、朝来市）

合併後市町名	養父市	朝来市
合併方式	新設（対等）合併	新設（対等）合併
合併年月日	平成 16 年 4 月 1 日	平成 17 年 4 月 1 日
合併関係市町	養父郡 4 町（八鹿町、養父町、大屋町、関宮町）	朝来郡 4 町（生野町、和田山町、山東町、朝来町）
事務所の位置	旧八鹿町役場	旧和田山町役場
人口（人）	30,110	36,069
面積（km ² ）	422.78	402.98

※人口は平成 12 年国勢調査。面積は平成 12 年国土地理院調
 （『兵庫県における平成の市町合併の効果と課題について』を参照して作成）

た。養父市は、翌十六年四月に発足した。

但馬地域南部の朝来郡四町（生野、和田山、山東、朝来）では、平成十三年十一月より、各町において合併問題に関する住民懇談会が始まり、合併に向けての動きが始まった。平成十四年には、山東町、朝来町で、住民発議による法定合併協議会の設置が両町長に請求された。生野町では有権者アンケートで合併に肯定的な意見がおよそ六割を占め、和田山町では正式な住民発議ではないが、区長会によって法定合併協議会の設置を要望する署名簿が町長に提出された。これらの動きを受けて、同年八月に、四町長が揃って合併法定協議会設置案を各町議会に提案することとなった。合併法定協議会の設置案は、全ての町議会で可決され、九月に生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会が発足した。その後、平成十五年十一月に、新市の名称を「朝来市」とすることが決定され、十七年四月に朝来市が発足した。

（村岡、浜坂、美方、温泉）が共同で城崎郡香住町に五町による合併を打診したことに始まる。香住町はこの申し出が時期尚早であるとして断つたものの、合併に向けた検討を本格化させた。

同年の十一月には、香住町が豊岡市、城崎郡の四町（城崎、竹野、香住、日高）、出石郡の二町（出石、但東、美方郡の四町（村岡、浜坂、美方、温泉）の、一市一〇町の合併案を発表した。香住町は各市町に任意の合併

表 18 合併概要（新温泉町、香美町、豊岡市）

合併後市町名	新温泉町	香美町	豊岡市
合併方式	新設（対等）合併	新設（対等）合併	新設（対等）合併
合併年月日	平成 17 年 10 月 1 日	平成 17 年 4 月 1 日	平成 17 年 4 月 1 日
合併関係市町	美方郡 2 町（浜坂町、温泉町）	城崎郡 1 町（香住町）・美方郡 2 町（村岡町、美方町）	豊岡市・城崎郡 3 町（城崎町、竹野町、日高町）・出石郡 2 町（出石町、但東町）
事務所の位置	旧浜坂町役場	旧香住町役場	旧豊岡市役所
人口（人）	18,601	23,271	92,752
面積（km ² ）	241.00	369.02	697.66

※人口は平成 12 年国勢調査。面積は平成 12 年国土地理院調

（『兵庫県における平成の市町合併の効果と課題について』を参照して作成）

勉強会への参加を呼びかけたが、回答保留の自治体が多く、一市一〇町の合併に向けた機運は高まらなかった。一方で美方郡四町は独自の合併案を検討する合併研究会を同年十二月に発足させた。

但馬地域北部で最も人口の多い豊岡市では、平成十三年六月に行われた市長選挙で、合併に慎重な新人候補が初当選した。また、豊岡市議会も香住町から申し出のあった一市一〇町の合併案を検討対象から外すに至った。これを受けて、平成十四年十月には、香住町、村岡町、浜坂町、美方町、温泉町の法定合併協議会が設置された。だが、合併協議で、新市役所の場所をめぐって香住町と浜坂町が対立したことで、平成十五年八月に五町の法定合併協議会は解散することが決まった。

その後、同年十二月に浜坂町・温泉町の二町、村岡町、美方町、香住町の三町による法定合併協議会がそれぞれ設置され、新たな枠組みで合併に向けた取組が始まった。浜坂町・温泉町の合併協議では、新町の名称を「温泉町」とし、役場を浜坂町に置くことが決まった。しかし、「温泉町」の名称に反対の声が強かった浜坂町で合併協議会が否決されたため、平成十七年三月に新町名を「新温泉町」に変更することとなり、同年十月に新温泉町が発足した。

村岡、美方、香住の三町による法定合併協議会では、新町名を「香美町」とすることとし、新庁舎を香住

町に置くことが決まった。そして、平成十七年四月に香美町が発足した。

豊岡市は、平成十五年一月に、城崎郡の三町（城崎、竹野、日高）、出石郡の二町（出石、但東）と法定合併協議会を発足させた。合併協議の結果、新設合併方式による合併を行うことと、新市の名称を「豊岡市」とすることが決まり、平成十七年四月に新「豊岡市」が発足した。

淡路地域における合併
淡路地域において、合併に向けた具体的な動きが最初に見られたのは、淡路地域の（南あわじ、淡路、洲本）
南西部に位置する三原郡の四町（緑、西淡、三原、南淡）であった。緑町がゴミ処理

等の広域行政で洲本市と密接な関係にあったことから、三原郡四町の合併枠組みに、洲本市も含めた合併へと方針が変わることとなった。そして、平成十二年三月には、郡町長会が洲本市市長に一市四町の合併協議会設置を申し入れた。

これに対し洲本市は、合併協議には応じるが、淡路一市を目指す立場から「津名郡自治体から合併協議会への参加要請があれば受け入れる」との要望を付した回答を行った。これを受けて、翌平成十三年二月、三原郡側は洲本市に対して合併協議の白紙撤回を伝えた。その後、平成十四年四月に三原郡四町の法定合併協議会が設置された。

しかし、洲本市との関係が深い緑町では、洲本市との合併を望む声も根強く、その後の町長選で洲本市との合併に意欲的な候補が当選したこともあり、洲本市も含んだ形での合併案が再浮上することとなった。その後、十一月に、合併の是非及び合併相手を問う住民投票が行われ、「三原郡四町での合併」が僅差ながら「洲本市・津名郡三町との合併」を上回ったことで、三原郡四町の法定合併協議会が再開されることとなった。

表 19 合併概要（南あわじ市、淡路市、洲本市）

合併後市町名	南あわじ市	淡路市	洲本市
合併方式	新設（対等）合併	新設（対等）合併	新設（対等）合併
合併年月日	平成 17 年 1 月 11 日	平成 17 年 4 月 1 日	平成 18 年 2 月 11 日
合併関係市町	三原郡 4 町（緑町、西淡町、三原町、南淡町）	津名郡 5 町（津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町）	洲本市・津名郡 1 町（五色町）
事務所の位置	旧三原郡生活文化会館	津名町生穂新島 8 番地	旧洲本市役所
人口（人）	54,979	51,884	52,248
面積（km ² ）	229.14	184.05	182.45

※人口は平成 12 年国勢調査。面積は平成 12 年国土地理院調査
 『兵庫県における平成の市町合併の効果と課題について』を参照して作成

平成十五年六月には新市の名称を「南あわじ市」とすることが決まり、十七年一月に南あわじ市が発足した。「淡路一市」構想の実現に向けて、周辺自治体に様々な働きかけを行ってきた洲本市は、平成十三年一月に、津名郡六町（津名、淡路、北淡、一宮、五色、東浦）に、「淡路一市」を念頭に合併協議を申し入れた。津名郡

六町は既に発足させていた津名郡合併研究会に洲本市を加えて津名郡・洲本市合併研究会へ改組することとなった。

だが、洲本市は平成十三年十月末に、淡路一市を目指す立場であることや、合併に向けた協議内容への不満を理由に、津名郡・洲本市合併研究会からの離脱を発表した。洲本市に続いて、津名町、五色町も合併研究会からの離脱を表明したことで、津名郡・洲本市合併研究会は十二月に解散することとなった。

合併協議から離脱した洲本市・津名町・五色町の三首長が共同で「中淡中核合併」構想を正式に発表し、一宮町、北淡町も構想への参加を表明した。翌平成十四年二月に、三市町による法定合併協議会が発足し、同年四月には一宮町が同法定合併協議会に加入したことで、津名郡六町のうち淡路町・東浦町を除く四町が「中淡中核合併」構想に前向きという形になった。しかし、九月になると法定合併協議会への参加を検討していた北淡町が、参加の申入れを撤回し、津名郡六町での合併へと方針

を転換した。そして、十一月には淡路、北淡、東浦の三町による法定合併協議会が設置されるに至った。

これに対し、洲本市・津名町・五色町・一宮町の法定合併協議会は、十一月に五色町長が町の水道管敷設工事の入札予定価格を業者に漏らした容疑で逮捕されたことで、休止が決まった。さらに、前述のとおり、三原郡緑町の住民投票の結果、「三原郡四町での合併」が「洲本市・津名郡三町との合併」を僅差で上回ったことで、「淡路一市」構想は事実上、挫折することとなった。これにより、津名町、一宮町では、津名郡での合併を求める住民の声も受けて、津名郡六町での合併へと方針を転換することとなった。

翌平成十五年二月に津名、淡路、北淡、一宮、東浦の五町による法定合併協議会が発足した。十一月には新市名を「淡路市」とすることが決まり、平成十七年四月に淡路市が発足することとなった。

「淡路一市」構想の挫折を受けて、洲本市は五色町との合併を目指した。五色町でも住民アンケートの結果、約八割の住民が洲本市との合併を望んだことから、平成十五年二月に、洲本市と五色町による法定合併協議会が設置された。合併協議では、新市の名称を「洲本市」とすることが決まり、平成十八年二月に新「洲本市」が発足することとなった。

播磨地域における合併（宍粟、西脇、た播磨地域において最初に合併に向けた動きが見られたのは、西脇市とつ、佐用、三木、多可、神河、加東、姫路）多可郡の四町（中、加美、八千代、黒田庄）である。平成十三年十一月末

までに五市町に対して法定合併協議会の設置の直接請求が行われた。法定合併協議会の設置案は各市町議会で審議されたが、五市町の首長が合併に慎重な立場をとったこと等から、継続審議となった。

平成十四年六月に、五市町での法定合併協議会の設置を求める住民発議が再度行われたが、法定合併協議

表 20 合併概要（西脇市、多可町、加東市）

合併後市町名	西脇市	多可町	加東市
合併方式	新設（対等）合併	新設（対等）合併	新設（対等）合併
合併年月日	平成 17 年 10 月 1 日	平成 17 年 11 月 1 日	平成 18 年 3 月 20 日
合併関係市町	西脇市・多可郡 1 町（黒田庄町）	多可郡 3 町（中町、加美町、八千代町）	加東郡 3 町（社町、滝野町、東条町）
事務所の位置	旧西脇市役所	旧中町役場	旧社町役場
人口（人）	45,718	25,331	40,688
面積（km ² ）	132.47	185.15	157.49

※人口は平成 12 年国勢調査。面積は平成 12 年国土地理院調
 〔兵庫県における平成の市町合併の効果と課題について〕を参照して作成）

会の設置案は、西脇市議会、中町議会、黒田庄町議会で可決された一方で、加美町議会、八千代町議会で否決された。その後も西脇市と多可郡の四町の合併や、これに加東郡三町（社、滝野、東条）も加えた広域合併に向けた取組が続けられたが、実現しなかった。

最終的に、平成十五年十一月に西脇市と、西脇市との地域的なつながりが密接な黒田庄町によって法定合併協議会が設置されることとなった。合併協議では、両市町を廃止した新設合併方式による合併とすること、新市名は「西脇市」とすることが決まった。そして、平成十七年十月に新「西脇市」が発足した。

西脇市との合併を見送った多可郡三町（中、加美、八千代）は、平成十五年九月に法定合併協議会を設置した。平成十六年には、西脇市との合併を望む八千代町の住民団体によって、三町の枠組みによる合併の是非を問う住民投票条例制定を求める請求がなされた。同年十一月に行われた住民投票の結果、三町の枠組みでの合併への賛成が過半数となった。その後の合併協議によって新町の名称を「多可町」とすることを決定し、平成十七年十一月に多可町が発足した。

同じく西脇市との合併を見送った加東郡三町（社、滝野、東条）は、平成十五年四月に法定合併協議会を設置した。合併協議では、新市の名称を「加東市」とすること、新設合併方式による合併とすることが決定され、平成十八年三月に加東市が発足した。

播磨地域において、当初から一貫して市町合併に積極姿勢を見せたのが、姫路市である。平成十四年十月、姫路市から隣接四市（加古川、龍野、高砂、加西）八町（家島、夢前、福崎、香寺、新宮、御津、太子、安富）に向けて任意の合併協議会への参加が呼びかけられた。しかし、この時点で応じたのは家島、夢前、香寺の三町のみであった。平成十五年七月に、姫路市と密接なつながりを持つ安富町が、四市町の合併協議会に加わり、五市町での合併に向けて動くこととなった。平成十六年四月に姫路市、香寺町、安富町が参加する姫路地域法定合併協議会が、同年七月に姫路市・家島町法定合併協議会、姫路市・夢前町法定合併協議会がそれぞれ設立された。そして、平成十八年三月に、新「姫路市」が発足した。

播磨地域の西部にあたる佐用郡の四町（佐用、上月、南光、三日月）では、平成十四年一月に、「四町議員有志合併研究会」が設立され、合併に向けた議論が始まった。平成十五年六月には、四町からなる法定合併協議会が設立された。そして、同年の十一月と十二月に、南光町と三日月町でそれぞれ合併の是非について住民投票が行われた。南光町では合併に賛成が過半数となったが、三日月町では合併に反対が賛成を上回る結果となった。住民投票の結果を受けて、三日月町は合併協議会から離脱することとなり、四町の法定合併協議会も翌平成十六年一月に廃止された。

佐用郡四町での合併は一旦白紙に戻ったが、三日月町を除く三町での合併に向けての取組は続けられた。平成十六年三月には、南光町で佐用町・上月町との合併の是非を問う二度目の住民投票が行われ、賛成が反対を大幅に上回る結果となった。これにより、同年四月に設置された佐用町・上月町の法定合併協議会に、南光町も加わることとなり、三町による合併が模索されることとなった。

表 21 合併概要（姫路市、佐用町、宍粟市）

合併後市町名	姫路市	佐用町	宍粟市
合併方式	編入合併	新設（対等）合併	新設（対等）合併
合併年月日	平成 18 年 3 月 27 日	平成 17 年 10 月 1 日	平成 17 年 4 月 1 日
合併関係市町	姫路市・飾磨郡 2 町（家島町、夢前町）・神崎郡 1 町（香寺町）、宍粟郡 1 町（安富町）	佐用郡 4 町（佐用町、上月町、南光町、三日月町）	宍粟郡 4 町（山崎町、一宮町、波賀町、千種町）
事務所の位置	姫路市役所	旧佐用町役場	旧宍粟郡広域センター
人口（人）	534,969	22,337	45,460
面積（km ² ）	533.99	307.51	658.60

※人口は平成 12 年国勢調査。面積は平成 12 年国土地理院調

（『兵庫県における平成の市町合併の効果と課題について』を参照して作成）

また、同年九月になると、三日月町においても合併の是非及び合併相手の自治体を問う住民投票が再度行われた。投票の結果、佐用郡四町での合併が多数を占め、三日月町も三町の法定協議会に加わることとなり、佐用郡四町での合併の枠組みが復活することとなった。同年十月には新町の名称を「佐用町」とすることが決定され、翌平成十七年十月から新「佐用町」が発足することとなった。

宍粟郡の五町（山崎、安富、一宮、波賀、千種）では、平成十四年四月に郡合併研究会が設立され、翌十五年三月に任意の合併協議会へと移行した。だが、同年七月に、安富町が、姫路地域との合併を目指す方針を決めて合併協議会から離脱した。その後、他の四町は法定協議会の設置案を各町議会で可決し、法定協議会が発足した。合併協議会では、新市名を「宍粟市」とし、新庁舎を山崎町に置くことが決まった。そして、平成十七年四月に宍粟市が発足した。

三木市と美嚢郡吉川町は、平成十六年四月に法定協議会を設置し、その後の合併協議で合併方式は吉川町の三木市への編入合併とすること、新市の名称を三木市とすること等が決まった。翌平成十七年十月に新「三木市」が発足した。

神崎郡では、平成十五年八月に、神崎町が大河内町へ合併協議を申し入れ、翌十六年二月に両町の法定合

今後の市町経営のあり方
に関する検討指針の策定

にたつの市が発足した。

表 22 合併概要（三木市、神河町、たつの市）

合併後市町名	三木市	神河町	たつの市
合併方式	編入合併	新設（対等）合併	新設（対等）合併
合併年月日	平成 17 年 10 月 24 日	平成 17 年 11 月 7 日	平成 17 年 10 月 1 日
合併関係市町	三木市・美囊郡 1 町（吉川町）	神崎郡 2 町（神崎町、大河内町）	龍野市・揖保郡 3 町（新宮町、揖保川町、御津町）
事務所の位置	三木市役所	旧大河内町役場	旧龍野市役所
人口（人）	86,117	13,500	83,207
面積（km ² ）	176.58	202.27	210.93

※人口は平成 12 年国勢調査。面積は平成 12 年国土地理院調
（『兵庫県における平成の市町合併の効果と課題について』を参照して作成）

併協議会が設置された。同年十月に、市川町が神崎町、大河内町に対して三町による合併協議を申し入れたことを受けて、翌平成十七年二月に、市川町と大河内町でそれぞれ合併の是非や合併相手を問う住民投票が行われた。投票の結果、市川町では「神崎町・市川町との合併」が、「合併しない」を上回ったが、大河内町では「神崎町との合併」が過半数を占めた。これにより、市川町の合併協議への参加は見送られ、神崎町と大河内町の枠組みでの合併協議が続くこととなった。その後の合併協議で、新町名を「神河町」とすることが決まり、平成十七年十一月に神河町が発足した。

平成十五年四月になると、龍野市と揖保郡の三町（新宮、揖保川、御津）が法定合併協議会を設置し、同年七月には太子町が同協議会に加入した。しかし、太子町と他の市町との間の合併に対するスタンスの違いが明確となったことから、太子町は八月に合併協議会から離脱することとなった。これにより、一市三町の枠組みによる合併協議が進められることとなり、平成十七年一月に新市の名称を「たつの市」とすることが決まった。そして、同年十月

市町村合併に向けた取組を全国的に後押しするために、自治省（現総務省）は、平成十一年八月六日付けで各都道府県に対して、「市町村の合併の推進についての指

針」を示した。指針では、「市町村の合併推進についての要綱」を都道府県が作成するとともに、市町村合併の組合せのパターンを示すことも求められていた。

これを受けて県は、平成十三年一月十九日に合併推進要綱に当たる「今後の市町経営のあり方に関する検討指針」をまとめたが、市町合併ではなく、広域連携の組合せという形で幾つかのパターンを示すにとどめた。これは、県が市町合併について、「市町や住民が地域の実情に応じて自主的、主体的な合意形成を図ることを基本と考え、地域の意向を十分尊重し、その取組段階に応じた対応を行う」（『兵庫県における平成の市町合併の効果と課題について』）との立場をとっていたためである。合併推進要綱で示された広域連携のパターンについてもあくまで検討材料として示したものであり、これをもとに県民局単位で市町と議論を行っていくこととされた。貝原俊民知事も、市町村でできないことは県をはじめとする広域的な自治体が行うべきだという考えを持っており、経済効率性のために市町合併を行うという発想に対しては批判的であった。

市町合併における県の役割

市町合併に対する県の基本姿勢は、合併の判断は市町が自立的に行うものとした上で、合併を検討する市町に対しては合併の是非を判断するための検討材料の提供を含む様々な支援を行うというものであった。そのため、市町の方で合併に意欲的なケースについては、県による様々な支援・後押しがなされた。検討指針の発表後に、県民局単位で市町職員や住民との意見交換会を実施したほか、平成十三年七月には合併を検討する市町のために検討支援会議を設けた。同年十月には、検討支援会議を拡充した「市町経営のあり方検討支援本部」を設置し、情報提供や助言等を通じて地域での市町合併に向けての取組や議論を積極的に支援することとした。そして、平成十五年十月までに、一三地区が合併重点支援地域

に指定され、県による重点的なサポートが行われた。

その後、各市町で合併協議が本格化する中で、県は自主的な合併に向けて取り組む市町に対し、合併協議会事務局への県職員の派遣、市町建設計画の策定に関する調整、その他各種の情報提供、課題提起、助言等を行った。平成十四年十二月には、県によって「旧市町の自立的運営の保障システム」が発表された。同システムは、合併後の自治体においてコミュニティを維持し、住民の意見を行政に反映させることを目的としたものである。旧市町に一定の行政事務・サービスを行う自治体事務所と、地域の課題や施策について話し合う住民組織を設置するという仕組みであった。

この他にも県は、平成十四年から十五年にかけて全国に先駆けて合併を行った篠山市の合併の効果・影響に関する調査研究を行ったほか、十八年には、「地域の個性や住民意思を反映させた新しいまちづくり」等の取りまとめを行い、合併後の市町の運営について情報提供を行った。

県はまた、県内市町における市町合併の効果を総合的に検証するために、「市町合併の効果・課題に関する研究会」（座長・前田高志ただたかし関西学院大学教授）を設置した。平成二十二年二月に公表された研究会の報告書では、合併後の自治体組織のスリム化について、更なる効率化には議論の余地があることや、合併によって税財政等の専門知識を有する職員が増えて専門性が向上したこと等が明らかにされた。

三 震災後の市町財政

阪神・淡路大震災は、兵庫県財政のみならず、県内市町財政にも深刻な打撃を与えた。震災の被害が甚大

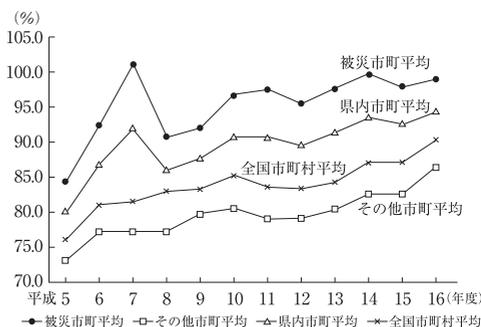


図11 経常収支比率の推移
(被災市町と他市町村の比較)

(「平成18年度阪神・淡路大震災における被災自治体の財政運営についての調査研究報告書」より引用)

であった市町では、被災者の救助活動や復旧・復興事業等の多額の財政支出が生じることとなった。財政収入の面では、税収の大幅な減少が起きた。これは、震災で自宅が全半壊した住民を中心に他の自治体への転居が増加したことに加えて、被災を理由とした住民税等の減免によってもたらされたものである。

震災からの復旧・復興に伴う財政支出については、国庫補助金や地方債の元利償還金に対する交付税措置といった形で国からの支援が行われた。被災市町の負担軽減のため、国庫補助率や交付税措置率の引上げといった優遇措置も取られたが、復旧・復興に膨大な費用を要したことから、被災市町の財政負担も重いものとなった。

復旧・復興に要する費用について、被災市町は地方債を発行することで賄った。そのため、被災後も長期にわたって地方債の元利償還が続くこととなった。地方自治体の財政指標の一つに、財政の硬直性を示す経常収支比率がある。人件費や公債費といった経常経費に、地方税や地方交付税等の経常的な収入がどの程度割り当てられているかを示したもので、数値が高いほど財政が硬直であることを示す。図11は、県内の被災市町とその他の市町、県内市町全体、全国市町村のそれぞれの経常収支比率の平均の推移を示したものである。図から、震災が起きた直後にあたる平成七年度の被災市町の経常収支比率が一〇〇%を超えていることや、その後もおよそ一〇年間高い状態が続いていることが分かる。

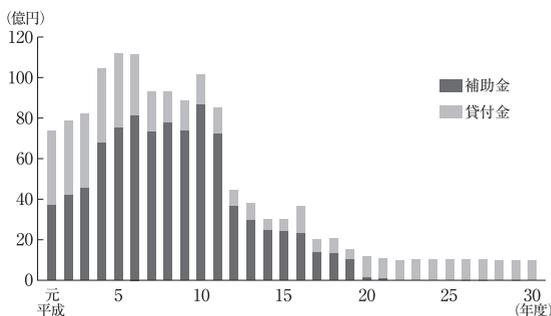


図12 自治振興助成事業費の推移
 (『地方課のあゆみ』『市町振興課のあゆみ』より作成)

このように、震災によって生じた被災市町の財政負担は極めて重かったといえる。こうした市町財政の悪化に拍車をかけたのが、震災と同時期に始まった日本経済の低迷であった。各被災市町は、行財政改革に取り組みながら、新規施策については絞り込みや重点化を行っていくという非常に厳しい財政運営を余儀なくされたのである。

四 自治振興助成事業の見直し

自治振興助成事業は、昭和三十九(一九六四)年に創設されて以来、年度毎の見直しを経ながら対象事業の拡充が続けられてきた。だが、主要財源である競馬収益金の減収や、国による市町単独事業への財政支援措置の充実といった状況を踏まえ、平成八年度より対象事業の整理・重点化が行われた。これに伴い、助成額も見直されることとなった。助成額は、ピーク時の平成五年度には補助金・貸付金合わせて約一二億円に上っていたが、平成十二年度には四四億円にまで削減された。その後も段階的に削減が続き、平成十七年度の助成額は約二〇億円となった。また、前年度に終了した「生活排水九九%大作戦」を受け、「生活排水九九%フォローアップ作戦」(平成十七〜二十一年度)として、生活排水処理率が八〇%未満の市町に対して生活排水処理施設の整備費を引き続き助成した。

